

熊谷市農業委員会  
第10回総会議事録  
(公開用)

令和元年5月28日(火)  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第10回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和元年5月28日(火)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和元年5月28日(火)午後3時15分
- (3) 場 所 大里庁舎第3会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 44名
- (2) 欠席数 3名

#### 農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	小貝 富雄	11	出	茂木 友秀
2	出	大島 正	12	出	大野 隆一
3	出	木部 富次	13	出	木村 進
4	出	強瀬 兼一	14	出	田中 輝久
5	出	関口 弥生	15	出	岩崎 文雄
6	出	関口 久夫	16	出	夏目 亮一
7	出	中川 登美夫	17	欠	山本 勝市
8	出	水野 勝	18	出	村田 定吉
9	欠	石原 敬嗣	19	出	遠藤 隆男
10	出	手嶋 茂春			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	西田 茂夫	15	出	吉田 正己
2	出	中嶋 儀臣	16	出	飯嶋 竹夫
3	出	中村 大志	17	出	新井 進
4	出	笠原 貞男	18	出	長谷川 隼男
5	出	野邊 八雄	19	出	矢島 君夫
6	出	熱田 幸作	20	出	戸森 貫一
7	出	菊地 修一郎	21	出	浅井 正美
8	出	関根 政利	22	出	坂本 三郎
9	出	関根 正直	23	欠	田沼 寛央
10	出	鯨井 章男	24	出	原口 嘉治
11	出	栗原 一森	25	出	森田 豊
12	出	金井 和夫	26	出	塚田 とよ子
13	出	奥野 進	27	出	青木 登喜代
14	出	水野 明	28	出	吉野 福司

#### 4 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による  
農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の  
承認について

報告事項（1） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第4条の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第5条の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第18条第6項の規定による通知について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第10回総会を開会いたします。はじめに、木村会長にご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>( 会長あいさつ )</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、これ以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、木村会長に議長になっていただき議事の進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。また、農地利用最適化推進委員は27名が出席しております。なお、欠席者からは事前に連絡をいただいております。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p>
議長	<p>( 議長一任の声あり )</p> <p>議長一任の声がありましたので、議事録署名委員については、2番、大島委員、3番、木部委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p> <p>議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について</p> <p>以上、7議案です。よろしくご審議願います。</p> <p>はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇〇円です。この案件につきましては、令和元年5月14日、手嶋農業委員、小貝農業委員、大里行政センター鈴木事務員が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号2は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇〇円です。この案件につきましては、令和元年5月14日、手嶋農業委員、小貝農業委員、大里行政センター鈴木事務員が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号3は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、令和元年5月10日、石原農業委員、金井推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号4は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、令和元年5月15日、水野農業委員、水野推進委員、江南行政センター舟橋副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。</p>
------------	---

議案番号5は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、令和元年5月15日、水野農業委員、水野推進委員、江南行政センター舟橋副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。

議案番号6は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、令和元年5月15日、水野農業委員、水野推進委員、江南行政センター舟橋副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。

議案番号7は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇〇円です。この案件につきましては、令和元年5月15日、水野農業委員、水野推進委員、江南行政センター舟橋副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。議案番号7と8は譲渡人と譲受人が同一ですが、権利が売買による所有権移転と使用貸借で異なるため申請が別となります。

議案番号9は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、令和元年5月15日、木村農業委員、吉田推進委員、江南行政センター舟橋副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には該当しないものとなっております。

議長

事務局の説明が終わりました。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( なしの声 )

議長

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本案を

	<p>許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の説明に入る前に事務局から報告がございます。議案第2号の議案番号2に関しまして、申請後の調査において申請者の所有農地に農地法上の違反、土砂堆積があることが発覚し指導対象となったところ、申請代理人より本申請の取下げ意思が示されました。よって、事務局としましては、今回の総会における審議対象から議案番号2については除かせていただきたいと思います。なお、その旨、許可権者である埼玉県にも報告を行っております。</p> <p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は3種農地、建築物等に関して敷地拡張後の全体面積は1,350.94㎡です。この案件は、申請人が実家への転居を計画したところ、農地を住宅敷地の一部として利用していたことが判明し是正の申請が出されたものです。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、議案番号2については取り下げる予定でありますので、議案番号1のみ審議いたします。</p> <p>それでは、議案番号1について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号における議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>

議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。  議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建です。  議案番号3は、農地区分は3種農地、建築物等は木造平屋建です。  議案番号4は、農地区分は3種農地、建築物等は木造2階建です。  議案番号5は、農地区分は3種農地、建築物等は鉄骨造2階建です。  議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物等に関しまして宅地を含めた全体面積は654.47㎡です。この案件については、譲受人宅に隣接する住宅が建替えの計画をしたところ、譲受人が農地を住宅敷地の一部として使用していることが判明し、是正の申請が出されたものです。</p> <p>議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力250.0kWです。  議案番号8は、農地区分は3種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力49.5kWです。  議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は49.5kW、雑種地を含めた全体面積は1,631㎡です。  議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は49.5kWです。  議案番号11は、農地区分は3種農地、建築物等は鉄骨造平屋建です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。  本案件について、質疑、意見等を求めます。  質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>私から1つ、議案番号5ですけれども、申請事由が線引き前所有地における親族のための自己用住宅とありますが、これについての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>こちらにつきましては、開発許可申請における住宅建築のため要件となっており、毎月あげております都市計画法34条11号区域内ですとか、12号区域であっても20年以上調整区域に長期居住する親族が隣接市町村または熊谷市内に住んでいるという要件の方が多いたのですが、線引前所有地における親族のための自己用住宅となりますと、今回、譲渡人が〇〇〇〇〇、市街化区域に居住しております。このように、親族が調整区域に居住していない場合であっても、申請地自体が線引前、旧熊谷市であるので昭和45年以前から所有している土地で、親族のための自己用住宅としての転用行為、開発行為であれば開発上の要件を満たすというものになります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請人氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、目的、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>この案件は、申請地は〇〇〇〇〇から南西に3.9km、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南に1.4kmほどに位置する農振農用地区域となります。今回の計画は砂利採取のため、取った表土は申請敷地内に置き地表から10mまで掘削し、採取した砂利は市内〇〇〇にある自社工場に搬出する計画です。掘削後の埋め戻しについては、〇〇〇、〇〇〇にある堆積場から土砂を搬入し、最後に表土を戻し田として耕作できるように復元し地権者に返却する計画となっております。採取場所の周囲については、ネットフェンス、ガード鋼板等で囲い被害防</p>

議長	<p>止に努める計画となっております。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今月の案件は議案番号90から370、議案番号3010から3018の合わせて290件です。</p> <p>総筆数は588筆、総面積は783,185.18㎡、内訳として田は447筆、647,956.51㎡、畑は141筆、135,228.67㎡、賃貸借は286筆、478,410.12㎡、使用貸借は302筆、304,775.06㎡、設定の期間は、5年未満が123筆、154,398.74㎡、5年以上が465筆、628,786.44㎡、設定の区分は、新規が287筆、403,432.65㎡、再設定が301筆、379,752.53㎡です。</p> <p>借受人別の内訳は、農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者の借り受けは139件、442,910.44㎡、農地所有適格法人及び解除条件付き農業参入法人の借り受けは15件で26,372㎡、農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借り受けは9件で39,271㎡、認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者等の借り受けの件数は全体の約53%です。</p> <p>上記以外の担い手の借り受けは、93件、160,000.74㎡です。</p> <p>農業委員又は農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わっ</p>

議長	<p>た利用権設定は、8地区合計で95筆、132,157.67㎡で、これに農地中間管理事業を足したものが最適化交付金交付対象面積となっております。</p> <p>以上290件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>なお、本案につきましては、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>はじめに、議案番号103から111については、〇〇委員が借受人となっておりますので、〇〇委員は一時退席をお願いします。</p> <p>( 〇〇委員 退席 )</p>
議長	<p>それでは、議案番号103から111について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議案番号103から111について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>( 〇〇委員 入室 )</p>
議長	<p>次に、議案番号138、139、143については、〇〇〇委員が借受人となっておりますので、〇〇委員は一時退席をお願いします。</p> <p>( 〇〇委員 退席 )</p>

議長	<p>それでは、議案番号138、139、143について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号における議案番号138、139、143について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 〇〇委員は、入室してください。</p> <p>( 〇〇委員 入室 )</p>
議長	<p>次に、議案番号204、205、235については、〇〇委員が借受人となっていますので、〇〇委員は一時退席をお願いします。</p> <p>( 〇〇委員 退席 )</p>
議長	<p>それでは、議案番号204、205、235について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号における議案番号204、205、235について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 〇〇委員は、入室してください。</p>

議長	<p>( ○○委員 入室 )</p> <p>次に、議案番号354から360、および369、370については、○○委員が借受人○○○○○○○○○○の代表となっておりますので、○○委員は一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>( ○○委員 退席 )</p> <p>それでは、議案番号354から360、および369、370について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>( なしの声 )</p> <p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号における議案番号354から360、および369、370について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 ○○委員は、入室してください。</p>
議長	<p>( ○○委員 入室 )</p> <p>続きまして、議事参与の制限に係る議案以外の審議に入ります。 それでは、議事参与の制限に係る議案以外について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号における議事参与の制限に係る議案以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>( 挙手 全員 )</p>

議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の配分計画は、〇〇地区と〇〇地区の2地区の配分計画です。</p> <p>〇〇地区ですが、貸借権の設定を受ける土地は3筆、9,821㎡です。〇〇地区ですが、貸借権の設定を受ける土地は15筆、29,450㎡です。</p> <p>全ての筆につきまして、地目は田、権利の種類は賃貸借で、新規設定となります。設定期間については10年となっており、配分先は、全て〇〇〇〇〇〇〇〇となっておりです。</p> <p>以上18筆の農用地利用配分計画（案）は、農地のすべてを効率的に利用して耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この議案につきましては、配分計画（案）について意見があれば農業委員会の意見を熊谷市へ回答し、配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、配分計画（案）のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手 全員 ）</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。</p> <p>次に、議案第7号、相続税の納税猶予に係る特定農地等の利用状況確認通知の承認についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>この議案は、相続税の納税猶予を受けている農地のうち、申告期限から20年が経過しようとするものについて、税務署からの依頼を受け、現地の利用状況を確認した結果を、税務署に通知するものです。</p> <p>税務署は、農業委員会からの現地確認の回答、土地所有者からの申告などをもとに、納税の免除を決定することとなります。</p> <p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに氏名、最初の特例農地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、利用状況・特記事項、現地確認年月日、現地確認した農業委員、推進委員と事務局職員を朗読する。】</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第7号、相続税の納税猶予に係る特定農地等の利用状況確認通知の承認について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しましたが、次に、報告事項に入ります。報告事項については、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑、意見等ありましたらお願いします。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。</p> <p>以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。</p>

事務局次長	<p>木村会長には議長を務めていただき、ありがとうございました。</p> <p>【 休憩 午後 2 時 3 0 分から 2 時 4 0 分 】</p>
事務局次長	<p>会議を再開させていただきます。</p> <p>それでは、次第の 6、その他に入らせていただきます。</p>
事務局	<p>【事務局が資料 1 に基づき、2 0 2 0 年度県農地利用の最適化に関する意見等報告書について、昨年度に提出した意見書に対する県の対応状況も参考にしながら各委員から提出された意見を集約した内容と、その意見等報告書を県農業会議へ提出する報告をする。】</p> <p>【事務局が資料 2 に基づき、令和 2 年度農林関係税制改正に関する要望について、各委員から提出された要望の中から「農業経営基盤強化準備金制度の継続」を要望として県農業会議へ提出する報告をする。なお、適用期限の切れる特例措置については、近年、従来のような単純延長要望では厳しい情勢が続いているとのこともあるが、地元の利用者の声もあるんだということで要望とする旨の報告をする。】</p> <p>【事務局が資料 3 に基づき、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農地集積について、市内でのこれまでの実績、規模拡大を目指しての地権者に対する事業説明等の経過及び新規借受予定の状況などを報告をする。また、他社の熊谷市への農業参入実績を報告し、さらに、その他の企業からも熊谷市への農業参入希望があることから、各地域の農地の状況などについての報告をお願いする。】</p> <p>【事務局が資料 4 に基づき、ヤード査察について、ヤードとは鉄板等で囲われ、諸法令に違反をしながら収益活動を行っている施設のことを称しており、農地法違反にあたるケースが多いほかに、外国人の不法就労、不法滞在の温床やテロリストの潜伏先になりやすい傾向があることから、警察をはじめ、市役所関係部署の立会いのもと実施した今年度の査察状況を報告する。】</p> <p>【農業振興課が資料 5 に基づき、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（2 7 号）について、農業振興地域における農用地の除外の概要と土地改良事業等の事業完了後 8 年未経過区域における課題と今後の農振除外の事務の進め方における農業の振興に関する計画の見直しの概要を説明する。】</p>

	<p>【事務局より、熊谷市太陽光発電施設等の設置に関するガイドライン（平成31年4月1日施行・環境政策課所管）を参考資料として配布する。】</p>
事務局次長	<p>その他につきましては、こちらからは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。</p>
	<p>（なしの声）</p>
事務局次長	<p>それでは最後に、閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>（閉会のあいさつ）</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、第10回総会全ての日程が終了いたしました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	松岡 八起
次長	遠藤 健司
主幹兼農政係長	森田 志津子
主幹兼農地係長	関口 玉城
主任	樋口 祥平
大里行政センター主査	鈴木 迅
江南行政センター主査	上山 奈保美

農業振興課職員

課長	浅見 和彦
主幹	堀越 利幸
主任	角張 圭太

令和元年5月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 村 進

---

署名委員 大 島 正

---

署名委員 木 部 富 次

---